

# 財団法人水戸市芸術振興財団寄附行為

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、財団法人水戸市芸術振興財団という。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を水戸市五軒町1丁目6番8号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、芸術文化の創造と振興のため、音楽、演劇、美術をはじめ既成の芸術分野にとらわれない多様な事業を展開し、芸術文化の交流と高揚を図り、もって、地域における文化環境の創造と発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種企画事業
- (2) 芸術に関する教育普及事業
- (3) 芸術に関する調査研究
- (4) 芸術に関する資料・作品の収集及び保管
- (5) 施設の維持及び管理運営の受託
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

### (資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会で決める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が編成し、理事会の議決を経て、主務官庁に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告及び財産増減事由書とともに、監事の意見を付け、理事会の議決を経て、主務官庁に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金をのぞき、理事会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書及び前条に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上15人以内（うち、理事長1人、副理事長2人及び常務理事1人）

(2) 監事 2人又は3人

2 理事及び監事は、理事会で選任する。

3 理事は、互選により理事長、副理事長及び常務理事を定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序でその職務を代理する。

3 常務理事は、理事会の議決に基づき日常の業務に従事し、理事会で議決した事項を処理する。

4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第17条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期の満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(解任)

第18条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事現在数3分の2以上の議決により理事長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第19条 役員は有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(顧問及び評議員)

第20条 この法人には、顧問若干名及び評議員20人以上30人以内を置くことができる。

2 顧問及び評議員は、理事会の推薦により理事長が任命し又は委嘱する。

3 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

4 評議員には、第17条及び第18条の規定を準用する。この場合において、これらの

規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

5 顧問は、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。  
(職員)

第21条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

4 第1項に定める組織の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 第5章 会議

(理事会の招集等)

第22条 理事会は、毎年2回以上理事長が招集する。

2 理事長は、必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議しようとする事項を示して理事会の招集を請求されたときは、速やかに臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項、日時及び場所を示し、文書をもって少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾があるとき又は緊急を要するときは、この日数を短縮することができる。

4 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数)

第23条 理事会は、理事現在数の3分の2以上のものが出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事について、書面をもってあらかじめ意志を表示した者及び他の理事を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

(理事会の議決)

第24条 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第25条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算に関する事項

(2) 事業報告及び収支決算に関する事項

(3) 基本財産に関する事項

(4) 長期借入金に関する事項

(5) 前各号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項

(6) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

2 評議員会には、前3条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した構成員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第27条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければこれを変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第28条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の許可を得なければ、解散することができない。

2 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の許可を受けて、水戸市又はこの法人の目的に類似の公益事業に寄附するものとする。

## 第7章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第29条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令の規定により、これに代わる書類及びその他の帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員、顧問及びその他の職員の名簿並びに履歴書
- (3) 業務日誌
- (4) 寄附行為に規定する機関の議事に関する事項
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産台帳及び負債台帳
- (7) 官公庁往復書類

(8) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号、第2号、第4号及び第6号の書類及び帳簿は永年、第5号の書類及び帳簿は10年以上、第3号及び第7号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(委任)

第30条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、主務官庁の設立の許可があった日から施行する。

(会計年度の特例)

2 第14条の規定にかかわらず、この法人設立当初の会計年度は、設立許可の日から昭和64年3月31日までとする。

3 第15条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は次のとおりとし、その任期は、第17条の規定にかかわらず、設立許可の日から昭和65年3月31日までとする。

理 事	江戸 英雄
理 事	勅使河原 宏
理 事	荒井 利治
理 事	山本 満男
理 事	幡谷 祐一
理 事	中原 佑介
理 事	鈴木 忠志
理 事	関 敬義
理 事	吉田 光男
理 事	磯崎 新
理 事	宮嶋 敬夫
監 事	松本 久男
監 事	大野 久雄

(事業計画等の特例)

4 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、設立者の定めるところによる。

付 則 (昭和63年12月22日認可)

この寄附行為は、昭和63年12月22日から施行する。

付 則 (平成2年3月31日認可)

この寄附行為は、平成2年3月31日から施行する。

付 則（平成15年6月26日認可）  
この寄附行為は、平成15年6月26日から施行する。